

公立大学法人大分県立看護科学大学の設立に伴う学内規程等
の効力に関する経過措置を定める規程

平成18年4月1日
規程第 22 号

第1条 公立大学法人大分県立看護科学大学の設立前に定められた大分県立看護科学大学の学内規程等のうち、別表に掲げるものについては、公立大学法人大分県立看護科学大学の設立後は、公立大学法人大分県立看護科学大学の定める学内規程等としての効力を有するものとする。

第2条 前条の規定により公立大学法人大分県立看護科学大学の学内規程等としての効力を有するもの(以下「承継規程」という。)に関し、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号。以下「法人法」という。)及び公立大学法人大分県立看護科学大学定款(以下「定款」という。)の規定に照らし改正その他の措置が必要である場合には、速やかに当該措置を行うものとする。それまでの間、当該承継規程については、法人法及び定款の趣旨に反しないよう必要な読替えを行って適用する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

別表

規程等名称
大分県立看護科学大学放射線取扱規程
大分県立看護科学大学施設の学外者使用許可基準
大分県立看護科学大学附属図書館学外者利用内規